

手当

児童扶養手当法の 一部が改正されます



これまで、公的年金などを
受給できる場合は児童扶養手
当を受給できませんでしたが、
平成26年12月から、年金額が
児童扶養手当の額より低い場
合、その差額分の児童扶養手
当を受給できるようになりま
した。新たに児童扶養手当を
受給できる方は、お早めに子
育て課まで申請ください。

改正により新たに児童扶養手
当を受給できる場合(例)

- 児童を養育する祖父母など
が、低額の老齢年金を受給
している場合
- 父子家庭で、児童が低額の
遺族厚生年金のみを受給し
ている場合
- 母子家庭で、離婚後に父が
死亡し、児童が低額の遺族

厚生年金のみを受給してい
る場合など

支給開始日

申請の翌月分から支給開始
となります。ただし、公的年
金を受給していたことにより
児童扶養手当が受給できな
かった方は、12月分の手当か
ら受給できる場合があります。

問い合わせ・申請先

子育て課子ども支援係
☎22 2 1 1 1 (内線 3 5 6)

健康

ノロウイルスにご注意を



ノロウイルスは冬季に強い
感染力があり、7割が11月か
ら12月にかけて発生するとい
われています。

○感染した人の便や嘔吐物、
それらに汚染された物(ド
アノブ・おむつなど)を触っ
た手から口に入る二次感染
予防のポイント

ノロウイルス感染症の症状
突然の嘔吐、下痢が主な症
状で、高齢者や乳児は重症化
することがあります。感染か
ら発症まで24〜48時間で、症
状は1〜2日で治癒します。

感染した場合は、水分を少
量ずつ摂取するなどして脱水
症状に気を付けましょう。

感染経路

○汚染された食品からの感染

①予防の基本は手洗いです。
食事前やトイレ後は、せっ
けんでしっかりと手洗いを
行うとともに、嘔吐物や便は
正しく処理しましょう。

処理の方法

①使い捨てマスク、手袋を着
用し、ぞうきんやペーパー
タオルで嘔吐物などを拭き
取り、ビニール袋などに密
封し捨てます。

用 途	漂白剤(濃度 5%の場合)
ドアノブ、調理 器具など(濃度 0.02%)	500mlの水に 対して2ml
高濃度に汚染 された場所や物 (濃度0.1%)	500mlの水に 対して10ml

②嘔吐物などがあつた箇所と
周囲を、塩素系消毒液に浸
したぞうきんなどで広めに
拭いてください。

消毒液の作り方

市販の塩素系漂白剤を右記
のように薄めて使います。

問い合わせ先

健康づくり課健康管理係
☎22 2 1 1 1 (内線 2 4 2)

選挙

「明るい選挙啓発ポスター」 入選作品紹介

明るい選挙の推進・啓発を
目的として「平成26年度明る
い選挙啓発ポスター」を募集
しました。

市内では小・中学生から57
点の応募があり、次の作品が
入選しました。

入選作品は、市役所本庁舎
1階市民ホールで展示を行っ
ていますのでご覧ください。

北信地方審査 入選



わたなべ 千聖さん
(高社中1年)



つちや 瀬奈さん
(高社中2年)



ひがしやま 侑太さん
(高社中3年)

展示期間 12月19日(金)まで
(ただし、土・日を除く)
※入選作品は、市公式ホーム
ページにも掲載しています。

また、衆議院議員総選挙が
12月14日(日)に執行されます。
一票の力を信じて投票に行き
ましょう。

政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止されています

みんなで 勉強しよう 三不運動 禁煙 禁酒 禁ギャンブル	秘密等が代償で 出資する場合の 結納金	地域・運動会・ スポーツ大会への 飲食等の差入	お祭りへの 香附・差入	町内会の集金・ 旅行等の集金への 寸志・飲食物の 差入	風流式・ 祝賀会等の 花輪
病児見舞	お歳暮・お年賀	入学祝・卒業祝	葬儀の花輪・ 供花	秘密等が代償で 出資する場合の 香附の香典	

総務省 なるほど選挙 寄附の禁止 (公財) 明るい選挙推進協会
総務省 寄附の禁止 検索 明るい選挙推進協会 三不運動 検索

問い合わせ先
選挙管理委員会事務局
☎22 2 1 1 1 (内線 3 2 4)

70歳未満の方の 高額療養費の自己負担限度額が変更になります

医療機関に支払った自己負担額がその月の限度額を超えた場合、超えた分は高額療養費として支給されますが、平成 27 年 1 月から 70 歳未満の方の自己負担限度額が次のとおり変更となります。

なお、70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額に変更はありません。

区分 (12 月まで)		限度額 (3 回目まで)	区分 (平成 27 年 1 月以降)		限度額 (3 回目まで)
上位所得者	A	150,000 円 + (医療費の総額 - 500,000 円) × 1 % 【4 回目以降: 83,400 円】	上位所得者	総所得金額などが 901 万円超	ア 252,600 円 + (医療費の総額 - 842,000 円) × 1 % 【4 回目以降: 140,100 円】
	B	80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1 % 【4 回目以降: 44,400 円】		総所得金額などが 600 万円超 ~ 901 万円以下	イ 167,400 円 + (医療費の総額 - 558,000 円) × 1 % 【4 回目以降: 93,000 円】
一般	C	35,400 円 【4 回目以降: 24,600 円】	一般	総所得金額などが 210 万円超 ~ 600 万円以下	ウ 80,100 円 + (医療費の総額 - 267,000 円) × 1 % 【4 回目以降: 44,400 円】
	D	35,400 円 【4 回目以降: 24,600 円】		総所得金額などが 210 万円以下	エ 57,600 円 【4 回目以降: 44,400 円】
住民税非課税世帯	オ	35,400 円 【4 回目以降: 24,600 円】	住民税非課税世帯	オ	35,400 円 【4 回目以降: 24,600 円】

※外来、入院ともに「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を医療機関などの窓口で提示してください。提示により窓口での支払いが限度額までとなります。
また、限度額は所得区分によって異なるため、あらかじめ福祉課で認定証の交付申請を行ってください。
(現在お持ちの認定証は変更に合わせて、12 月 31 日までの有効期限となっておりますのでご注意ください)

問い合わせ・申請先 福祉課国保医療係 ☎ (22) 2111 (内線 296)

地域活動助成事業で備品を整備しました



宝くじの社会貢献広報事業である「地域活動助成事業」とは、市町村振興宝くじの収益金などを活用し地域の振興を図るため、地域の連帯感の醸成や自治意識の向上など、市町村振興・発展に寄与することを目的に、さまざまな事業に対し助成を行っています。

今回、この地域活動助成事業を活用し、次の備品を整備しました。

立ヶ花区で門灯籠を整備

公益財団法人長野県市町村振興協会から助成を受けて、立ヶ花区が門灯籠を整備しました。

門灯籠の整備により、区民の地域行事への参加を促し、伝統文化の継承とコミュニティ活動の一層の推進が図られます。



▲立ヶ花区で整備した門灯籠

問い合わせ先 政策情報課政策推進係
☎ (22) 2111 (内線 216)

中野市消防団で雨具(300着)を整備

公益財団法人長野県市町村振興協会から助成を受けて、中野市消防団が雨具を整備しました。

今回整備した雨具(300着)により、荒天時に活動する団員の身体を保護するとともに、消防活動の一層の推進が図られます。



▲中野市消防団で整備した雨具

問い合わせ先 消防課消防係
☎ (22) 3386